

## 川崎市墓地等経営（変更）許可申請等に関するガイドライン

（令和 6 年 4 月）

### 1 目的

このガイドラインは、市民生活にとって公共の福祉の観点から必要な施設である墓地等について、安定した適切な経営が永続的になされること及び近隣住民等との軋轢を未然に防止する観点から、「墓地、埋葬等に関する法律（以下「法律」という。）」、「川崎市墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「条例」という。）」及び「川崎市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）」に規定する経営の許可又は変更の許可の申請手続きの手順を示したものである。

ただし、申請予定地をめぐる状況等は個々に異なるため、このガイドラインに示す手順を基準に、条例の趣旨を十分に理解し、詳細はその都度確認しながら手続を行うこと。

### 2 事前相談

- (1) 申請予定者は、墓地等の経営を計画するにあたり、申請予定地、経営の開始見込み時期及び見込み規模等について、申請予定地を所管する保健所支所（以下「保健所支所」という。担当：区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課）に相談し、内容が具体化してきた都度保健所支所に相談すること。
- (2) 申請予定地の選定及び計画にあたっては、地域の特性及び環境等を十分把握し、周辺的生活環境との調和を考慮し、法律、条例及び規則を遵守すること。また、墓地等の永続性及び非営利性の確保の観点から安定した適切な経営を行うことができるよう、組織・責任体制を明確にし、無理のない経営管理計画を立てること。
- (3) 墓地等の安定的かつ適正な運営の担保、並びに利用者保護の観点から、墓地使用契約約款（案）等についても具体的に検討しておくこと。
- (4) 他法令による規制の対象となる場合があるため、他法令を所管する担当部署（まちづくり局等）にも相談すること。

### 3 「市長との協議」（条例第 3 条関係）

- (1) 事前相談を経て、計画が整い書類が準備できた段階で、規則第 2 条第 1 項に定める「墓地等経営（変更）計画協議書」及び添付書類を申請予定地を所管する保健所支所長（以下「保健所支所長」という。）を経由して市長あてに正副 2 通を提出すること。
- (2) 協議が成立したと市長が判断した場合、市長との協議が成立した旨の通知書が交付され、条例第 4 条に定める標識の設置を行うことができる。
- (3) 協議が不成立と市長が判断した場合、市長との協議が不成立の旨の通知書が交付され、協議は打ち切りとなる。

（参考）

#### 条例第 3 条（市長との協議）

法第 10 条第 1 項の規定による墓地等の経営の許可（以下「経営許可」という。）の申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、あらかじめ、当該墓地等の経営の計画について、市長と協議しなければならない。

- 2 前項の規定による協議を行う場合は、次に掲げる事項を記載した書面を、規則で定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 申請予定者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 住所が市外である宗教法人にあっては、事務所（市内に存するものに限る。）の所在地
- (3) 墓地等の名称及び所在地
- (4) 墓地等の施設等の概要

- (5) 申請予定日
- (6) その他規則で定める事項
- 3 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請予定者が地方公共団体の場合にあっては、市長が別に定めるところによる。
  - (1) 法人の登記事項証明書
  - (2) 墓地等の経営管理計画書及び財務に関する書類
  - (3) 墓地にあっては、墓地使用契約約款その他これに相当するもの（以下「契約約款」という。）
  - (4) その他規則で定める書類
- 4 市長は、第1項の規定による協議があった場合において、申請予定者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

#### 規則第2条（市長との協議）

- 条例第3条第2項（条例第14条において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出は、墓地等経営（変更）計画協議書（第1号様式）により行うものとする。
- 2 条例第3条第2項（条例第14条において準用する場合を含む。）の規則で定める日は、申請予定日（条例第3条第2項第5号（条例第14条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の申請予定日をいう。以下同じ。）の120日前の日とする。
  - 3 条例第3条第2項第6号（条例第14条において準用する場合を含む。）の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
    - (1) 墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の設置の計画に係る土地（以下「計画地」という。）の地目
    - (2) 墓地等を経営し、又は墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設（以下「墓地の区域等」という。）を変更する理由
    - (3) 標識の設置予定日
    - (4) 説明会の開催予定日
    - (5) 工事着手予定日及び工事完了予定日
  - 4 条例第3条第3項第4号（条例第14条において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
    - (1) 宗教法人にあっては宗教法人法（昭和26年法律第126号）第25条第2項第1号の規則の写し、公益社団法人及び公益財団法人にあっては定款の写し
    - (2) 計画地の登記事項証明書
    - (3) 計画地の地積の測量図
    - (4) 計画地及び隣接地の公図の写し
    - (5) 墓地又は納骨堂にあっては、その区域又は敷地の周囲110メートル以内の見取図
    - (6) 火葬場にあっては、その敷地の周囲200メートル以内の見取図
    - (7) 墓地にあっては、施設の配置図、建物の各階の平面図及び2面以上の立面図並びに墳墓、緑地、通路等の設計図
    - (8) 納骨堂にあっては、施設の配置図、建物の各階の平面図及び2面以上の立面図並びに納骨装置の設計図
    - (9) 火葬場にあっては、施設の配置図、建物の各階の平面図及び2面以上の立面図並びに火葬炉の設計図

- |                                                       |
|-------------------------------------------------------|
| (10) 墓地の区域等を変更する場合にあつては、既存の墓地等についての前3号に掲げる書類          |
| (11) 墓地又は納骨堂を經營しようとする宗教法人にあつては、墓地又は納骨堂を使用する意思を有する者の名簿 |
| (12) 代理人による場合にあつては、代理権を証する書類                          |
| (13) その他市長が必要と認める書類                                   |

#### 4 「標識の設置等」(条例第4条関係)

##### (1) 事前周知制度の趣旨

墓地等の建設にあつては、「計画を知らされていない」、「環境が悪化する」等の理由による近隣住民等との軋轢が生じる事例があるため、条例ではこれらを未然に防止するという観点から、許可申請前に、墓地等の計画に関する標識の設置、説明会等の実施及び近隣住民等の申出による協議を、申請予定者の必要な手続として義務付けるものである。

##### (2) 標識設置届の提出

申請予定者は、標識を設置したときは、条例第4条第2項に定めるところにより標識設置届を保健所支所長を経由して市長あてに正副2通を提出する。

ただし、標識設置届を提出後、当該監視員が標識設置状況を確認し、規則第3条に定める基準に不適である場合は、この届出を無効とし、改善後、標識設置届を再度提出するものとする。この場合、条例第4条第1項及び規則第3条第5項に規定する「90日前の日」の基準日は、再度標識を設置した日となる。

##### (3) 標識設置場所の変更

標識は条例第4条第3項で工事完了検査済証の交付を受ける日まで設置しておくものと定められているが、工事の進行に伴い設置場所の変更が必要な場合は、あらかじめ保健所に相談のうえ、設置場所を変更することができる。変更後、標識設置届に所定の書類を添えて再提出するものとする。ただし、基準日には影響しない。

(参考)

#### 条例第4条(標識の設置等)

申請予定者は、墓地等の設置の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該計画に係る土地の見やすい場所に、規則で定める日までに標識を設置しなければならない。

2 申請予定者は、前項の規定により標識を設置したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定により設置された標識は、第12条第2項に規定する工事完了検査済証の交付を受ける日まで設置しておかななければならない。

#### 規則第3条(標識の設置等)

条例第4条第1項(条例第14条において準用する場合を含む。)の標識(以下「標識」という。)は、第2号様式によるものとする。

2 標識は、計画地が道路に接する部分(計画地が2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分)に設置しなければならない。ただし、これにより難しいときは、市長が認める場所に設置することができる。

3 標識は、風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しないように設置するとともに、標識に表示された文字が不鮮明にならないよう維持管理しなければならない。

4 標識の記載内容に変更があつたときは、遅滞なく、当該記載内容を書き換えなければ

ならない。

5 条例第4条第1項(条例第14条において準用する場合を含む。)の規則で定める日は、申請予定日の90日前の日とする。

6 条例第4条第2項(条例第14条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、標識設置届(第3号様式)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 標識を設置した場所が明示された図面

(2) 標識の設置の状況及び記載内容が分かる写真

## 5 「説明会の開催等」(条例第5条関係)

標識を設置後、申請予定者は近隣住民等に対して説明会(戸別訪問による対応を含む。)及びその他の方法により計画の説明を行うこと。

### (1) 説明主体

事前周知制度の趣旨を踏まえ、近隣住民等との信頼関係を重んじ、次の点に留意し対応すること。

ア 申請予定者(法人にあっては代表者)が責任を持って説明を行うこと。

イ 工事上の細かい部分については申請予定者に代わって設計者、施工者等による補足説明を行っても差し支えない。ただし、専門家以外の者にもわかりやすい説明を行うこと。

### (2) 説明事項

規則第4条に定める事項のほか、墓地設置の趣旨及び地域の生活環境との調和に関する配慮についても併せて説明するものとする。

### (3) 開催場所及び開催回数

説明会は多くの近隣住民等が出席しやすい場所で開催するよう努めること。また、対象者の出席状況に応じて、曜日又は時間を変え開催回数を適宜追加すること。

### (4) 対象者

規則第4条第3項の規定に定める近隣住民等とする。

なお、同項第3号の「同程度の影響を受けると認められる者」とは、墓地又は納骨堂の敷地の周囲110メートル以内の土地又は建物(火葬場にあっては敷地の周囲200メートル以内の土地又は建物)を日常的に使用する者とし、事前周知制度の趣旨を踏まえ、適切に対応すること。同程度の影響を受けると認められる者の説明会への参加を拒んではならない。

### (5) 説明会の案内

説明会を実施する日は出席者の都合等を考慮して決め、説明会の案内は、説明会開催日から十分余裕をもって通知するものとする。少なくとも10日前までには通知することが望ましい。また、次の方法等によること。

ア 規則第4条第3項第1号及び第2号に規定する者に対しては土地の登記事項証明書等で所有者を確認し、説明会の開催日程及び規則第4条第1項に規定する事項を記載した書類を配布すること。なお、配布した旨の記録をすること。

イ 規則第4条第3項第3号に規定する者に対しても案内する。

個別訪問等により可能な限り連絡をとるよう努めること。

### (6) 説明会の案内を受け取らなかった者及び欠席者への対応

説明会の案内を受け取らなかった者及び欠席者に対しても、計画の周知のため可能な限りの方策をとること。

### (7) 意見申出方法等の提示、了承

申請予定者は、あらかじめ説明会等において、墓地等の経営の計画に関する意見がある場合についての申出方法、申出期限及び申出者との協議方法等を提示し近隣住民等の了承を得ることが望ましい。

なお、申出期限の設定については概ね30日とするが、申出者と申請予定者との間で日数の増減について了承されればこの限りでない。

(8) 説明会報告書の提出

ア 条例第5条第2項に基づき、説明会の終了後速やかに、説明会報告書を保健所支所長を経由して市長あてに正副2通を提出する。

なお、複数回説明会を開催した場合は、予定したすべての説明会が終了した段階で報告すること。必要に応じて説明会を追加した場合は、その都度速やかに報告すること。

イ 報告内容は規則第4条第5項に定める事項のほか、説明会開催の場所及び日時、説明会の案内方法、説明会出席者、説明事項、説明会の議事録等とする。個別訪問を行った場合はその状況を詳細に記録したものを報告すること。

また、説明会の案内を受け取らなかった者及び欠席者への対応についても報告すること。

ウ 市長は、必要に応じて報告内容を住民側に開示し、説明の内容と相違ないことを確認するものとする。

エ 市長は、説明が不十分と判断した場合、必要に応じて勧告を行う。勧告を受けた場合は、再度近隣住民等に対し説明を行い、その内容を市長に報告すること。

(参考)

**条例第5条（説明会の開催等）**

申請予定者は、規則で定めるところにより、近隣住民等（規則で定める者をいう。以下同じ。）に対し、墓地等の経営の計画について、規則で定める日までに説明会を開催しなければならない。

2 申請予定者は、前項の規定により説明会を開催したときは、速やかにその説明会の内容その他規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

**規則第4条（説明会の開催等）**

条例第5条第1項（条例第14条において準用する場合を含む。）の説明会において説明する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 申請予定者

(2) 墓地等の名称及び所在地

(3) 墓地等の施設等の概要

(4) 墓地等の維持管理の方法

(5) 工事着手予定日及び工事完了予定日

(6) 工事の方法及び安全対策の概要

(7) 条例第6条第1項（条例第14条において準用する場合を含む。）に基づく意見の申出の期限及び方法

2 申請予定者は、説明会の開催を周知させるため、あらかじめ必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 条例第5条第1項（条例第14条において準用する場合を含む。）の近隣住民等は、次に掲げる者とする。

(1) 墓地又は納骨堂にあっては、その区域又は敷地の周囲110メートル以内の土地又は建物の所有者

(2) 火葬場にあっては、その敷地の周囲200メートル以内の土地又は建物の所有者

(3) 墓地等が経営されることにより、前2号に掲げる者と同程度の影響を受けると認められる者

4 条例第5条第1項（条例第14条において準用する場合を含む。）の規則で定める日は、申請予定日の60日前の日とする。

5 条例第5条第2項(条例第14条において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、第3項第1号又は第2号に掲げる者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名とする。

6 「近隣住民等との協議等」(条例第6条関係)

申請予定者及び近隣住民等は、法律の趣旨を尊重し、相互に協力するよう努めるものとする。

(1) 近隣住民等との協議において、次に掲げる意見等の申出があった場合で、正当な理由があると認めるときは、対応すること。

ア 公衆衛生等の観点から考慮すべき意見

想定される協議項目として、上下水道の衛生確保等に関すること等が考えられる。

イ 墓地等の構造設備と周辺環境の調和等に対する意見

想定される協議項目として、障壁、ごみ集積設備、駐車場、緑地等の墓地の構造設備について、配置や構造的な内容を地域の環境と調和したものとしていくことや、防犯対策に関すること等が考えられる。

ウ 墓地等の建設工事の方法等についての意見

想定される協議項目として、建設工事に伴う騒音、振動、土砂の流出や決壊、交通阻害等の観点から工事の期間や時間、危害防止方法等に関すること等が考えられる。

なお、地価の下落等不動産価値に関する事項や墓地等に対する不愉快である等の感情に係る事項については、協議の対象とはしないこと。

(2) 協議を行う場合は、次の点に留意するものとする。

ア 意見、要望等及び回答については、文書で行うこと。

イ 意見、要望等は理由を明確にして具体的に提示し、回答する場合もそれぞれに理解できるよう明確に回答すること。

(3) 協議については、形式的な実施でなく、双方の意見の一致が図られるよう、可能な限り実施すること。

申請予定者は近隣住民等と協議により合意又は確認した事項について文書に記録し、遵守するものとする。

(4) 申請予定者は、近隣住民等と協議が終了後速やかに、条例第6条第2項に基づき協議報告書を保健所支所長を経由して市長あてに正副2通を提出する。

報告内容は申出のあったすべての意見について、申出日、申出方法、申出期限、意見を申し出た者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)及び住所、申出内容、協議方法及び協議結果、了承の有無とする。ただし、個人にあっては氏名及び住所については本人の同意が得られた場合のみとする。

市長は必要に応じて、報告内容を住民側に開示し、協議の内容と相違ないことを確認するものとする。

(5) 近隣住民等との協議が不十分と市長が判断した場合、市長は十分な協議を行うよう必要に応じて勧告を行う。勧告を受けた場合は、申請予定者は再度意見の申出者と協議を行い、改めて市長に報告すること。

(6) 協議等により計画の変更を行う場合は、その都度保健所支所等へ相談又は確認すること。変更内容によっては、施設基準を満たさなくなり、許可にならない場合がある。

(参考)

**条例第6条(近隣住民等との協議等)**

申請予定者は、近隣住民等から墓地等の経営の計画について、規則で定める日までに意見の申出があったときは、当該申出をした者と協議しなければならない。

2 申請予定者は、前項の規定による協議を行ったときは、速やかにその協議の内容その他規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

**規則第5条（意見の申出の期限等）**

条例第6条第1項(条例第14条において準用する場合を含む。)の規則で定める日は、申請予定日の30日前の日とする。

- 2 条例第6条第2項(条例第14条において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、意見を申し出た者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名とする。ただし、意見を申し出た者が個人である場合は、当該事項を市長に報告することについて本人の同意が得られたときに限る。

**条例第7条（勧告）**

市長は、第3条から前条までに規定する手続がされていないと認めるときは、経営許可を受けようとする者に対し、必要な勧告をすることができる。

7 「経営許可の申請」「変更許可等の申請等」(条例第8条、第13条関係)

- (1) 条例第8条第1項に規定する墓地等の経営許可の申請又は条例第13条第1項に規定する墓地等の変更許可の申請を行うにあたり、市長との協議で提出した書類に限らず申請に必要な全ての書類を整えること。近隣住民等との協議の結果、事前に市長と協議した計画に変更を生じた場合は、理由を添えて申請すること。
- (2) 墓地等の変更(拡張)許可申請の場合(拡張する面積が50パーセント未満の場合に限る。)、添付書類の「墓地又は納骨堂を使用する意思を有する者の名簿」は、申請者が記載した「理由書」によって添付を省略することができる。理由書には次の記載事項等により拡張する理由が明らかであることが分かるように記載すること。

**記載事項**

- ア 墓地又は納骨堂の需要状況
- イ 既存の区画(納骨堂にあっては収蔵可能数。以下、同じ。)の利用状況
- ウ 計画区画数とその算出根拠

(参考)

**条例第8条（経営許可の申請）**

経営許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 経営許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 第3条第2項第2号から第4号までに掲げる事項
- (3) その他規則で定める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、一部の書類の添付を省略することができる。
- (1) 墓地にあっては、墓地の経営を行うことを理事会等の意思決定機関において決定したことを証する書類
- (2) 第3条第3項第1号から第3号までに掲げる書類
- (3) 墓地等を設置しようとする土地の登記事項証明書
- (4) その他規則で定める書類

**規則第6条（経営許可の申請）**

条例第8条第1項の規定による申請書の提出は、墓地等経営許可申請書(第4号様式)により行うものとする。

- 2 条例第8条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 墓地等を設置しようとする土地（以下「予定地」という。）の地目
  - (2) 第2条第3項第2号及び第5号に掲げる事項
- 3 条例第8条第2項第4号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 第2条第4項第1号、第5号から第9号まで及び第11号から第13号までに掲げる書類
  - (2) 予定地の地積の測量図
  - (3) 予定地及び隣接地の公図の写し
  - (4) 宗教法人が経営しようとする納骨堂にあっては、予定地が境内地であることを証する書類

### 条例第13条（変更許可等の申請等）

- 法第10条第2項の規定による墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更又は墓地等の廃止の許可（以下「変更許可等」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 変更許可等を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (2) 第3条第2項第2号及び第3号に掲げる事項
  - (3) 墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更にあつては、その内容
  - (4) その他規則で定める事項
- 2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。
- 3 第9条及び第10条の規定は、変更許可等のうち、墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可（以下「変更許可」という。）について準用する。
- 4 前2条の規定は、変更許可を受けた者のうち、墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の拡張に係る許可を受けた者について準用する。
- 5 法第10条第2項の規定による墓地又は納骨堂の廃止の許可の基準は、改葬が完了していることとする。
- 6 市長は、前項の廃止の許可をするに当たって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。
- 7 第10条第1項の規定は、法第10条第2項の規定による墓地等の廃止の許可について準用する。

### 規則第11条（変更許可等の申請）

- 条例第13条第1項の規定による申請書の提出は、墓地等変更（廃止）許可申請書（第10号様式）により行うものとする。
- 2 条例第13条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 予定地の地目（墓地の区域等を拡張する場合に限る。）
  - (2) 墓地の区域等を変更し、又は墓地等を廃止する理由
  - (3) 工事着手予定日及び工事完了予定日
- 3 条例第13条第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、市長が認めるときは、一部の書類の添付を省略することができる。
- (1) 墓地の区域等を変更する場合（墓地の区域等を拡張する場合に限る。） 次に掲げる書類

- ア 条例第8条第2項第1号から第3号までに掲げる書類
- イ 第6条第3項各号に掲げる書類
- (2) 墓地の区域等を変更する場合（墓地等の区域等を縮小する場合に限る。） 次に掲げる書類
  - ア 条例第3条第3項第1号及び第2号並びに条例第8条第2項第1号及び第3号に掲げる書類
  - イ 第2条第4項第1号、第7号から第10号まで、第12号及び第13号並びに第6条第3項第2号及び第3号に掲げる書類
  - ウ 墓地又は納骨堂にあっては、改葬が完了したことを証する書類
- (3) 墓地等を廃止する場合 次に掲げる書類
  - ア 条例第3条第3項第1号及び条例第8条第2項第1号に掲げる書類
  - イ 第2条第4項第12号及び第13号に掲げる書類
  - ウ 廃止しようとする墓地等に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し
  - エ 墓地又は納骨堂にあっては、改葬が完了したことを証する書類

平成17年 4月策定  
平成20年12月改定  
令和 4年 3月改定  
令和 6年 4月改定